

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部改正について

1. 改正の概要（環境省関係）

（1）特別遺族弔慰金等の請求期限の延長

①施行前死亡者の場合

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して、石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）の施行日（平成 18 年 3 月 27 日）前に死亡した者の遺族の請求期限を、法の施行日から 16 年を経過したとき（平成 34 年 3 月 27 日）とすること。

※改正前は「法の施行日から 6 年」

②未申請死亡者の場合

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して、法の施行日以後に死亡した者の遺族の請求期限を、当該未申請死亡者の死亡の時から 15 年を経過したときとすること。

※改正前は「死亡の時から 5 年」

（2）検討

政府は、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行後 5 年以内に、法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 （一部改正法の施行日は平成 23 年 8 月 30 日）

（参考）厚生労働省関係の改正

（1）特別遺族給付金の支給対象の拡大

石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等にかかり、これにより法の施行日から 10 年を経過する日の前日（平成 28 年 3 月 26 日）までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対しても、特別遺族給付金を支給すること。

※改正前は「法の施行日の前日（平成 18 年 3 月 26 日）まで」

(2) 特別遺族給付金の請求期限の延長

特別遺族給付金の請求期限を、法の施行日から 16 年を経過したとき（平成 34 年 3 月 27 日）とすること。

※改正前は「法の施行日から 6 年」

(3) 経過措置

法の施行日から一部改正法の施行日の前日の 5 年前の日（平成 18 年 8 月 29 日）までに死亡した労働者等に係る特別遺族年金については、その死亡の時から 5 年を経過した（労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した）日の属する月の翌月分から支給することとすること。